

令和3年度

# 除雪計画書

概要版

令和3年11月

美 瑛 町

# 令和3年度 町道の除排雪について

約半年間にわたる積雪・寒冷という厳しい気象条件の中、冬の交通を確保する除雪は、住民の経済活動や生活を守る上で大変重要な課題です。本格的な降雪期を迎えるにあたり、町では、より効率的な除雪が行えるよう除雪体制を確立し、雪が原因となる交通事故の防止に努め、積雪状況や気象状況に応じた対応を実施する事で、雪のある暮らしが安全・安心で快適に過ごせるよう本計画を策定しました。

しかし、除雪には膨大な費用と多くの労力がかかります。少しでも効率よく行えるよう町民一人一人のご理解とご協力が必要です。

## 1 除雪の出動基準（目安）

- (1) 車道除雪 ～ ・積雪が概ね15cmに達したとき。  
・雪の吹込みによって交通が困難な場合等。
- (2) 歩道除雪 ～ ・積雪が概ね7cmに達したとき。  
・雪の吹込みによって歩行が困難な場合等。
- ※雪が降り始める時間によっては、出動しない場合があります。

## 2 除雪路線の種別

区 分	説 明
除雪路線	図面No.4、No.5の赤色及び青色路線。 ※豪雪等による緊急的な場合には優先的に赤色路線を除雪
除雪を行わない路線	図面No.1の緑色及び黄色路線

## 3 工区別地区割

### (1) 郊 外

工 区	地 区 名
1工区（フクハラ建運）	旭・北瑛・大村・美田・五稜・瑠辺薬・明治・新区画・下字莫別・美瑛原野
2工区（丸善建設）	美馬牛・美馬牛市街地・新星・福富・三愛・水沢・美沢・二股・美瑛原野・藤野・新区画・置杵牛・白金・上字莫別・中字莫別・朗根内・俵真布

### (2) 市街地

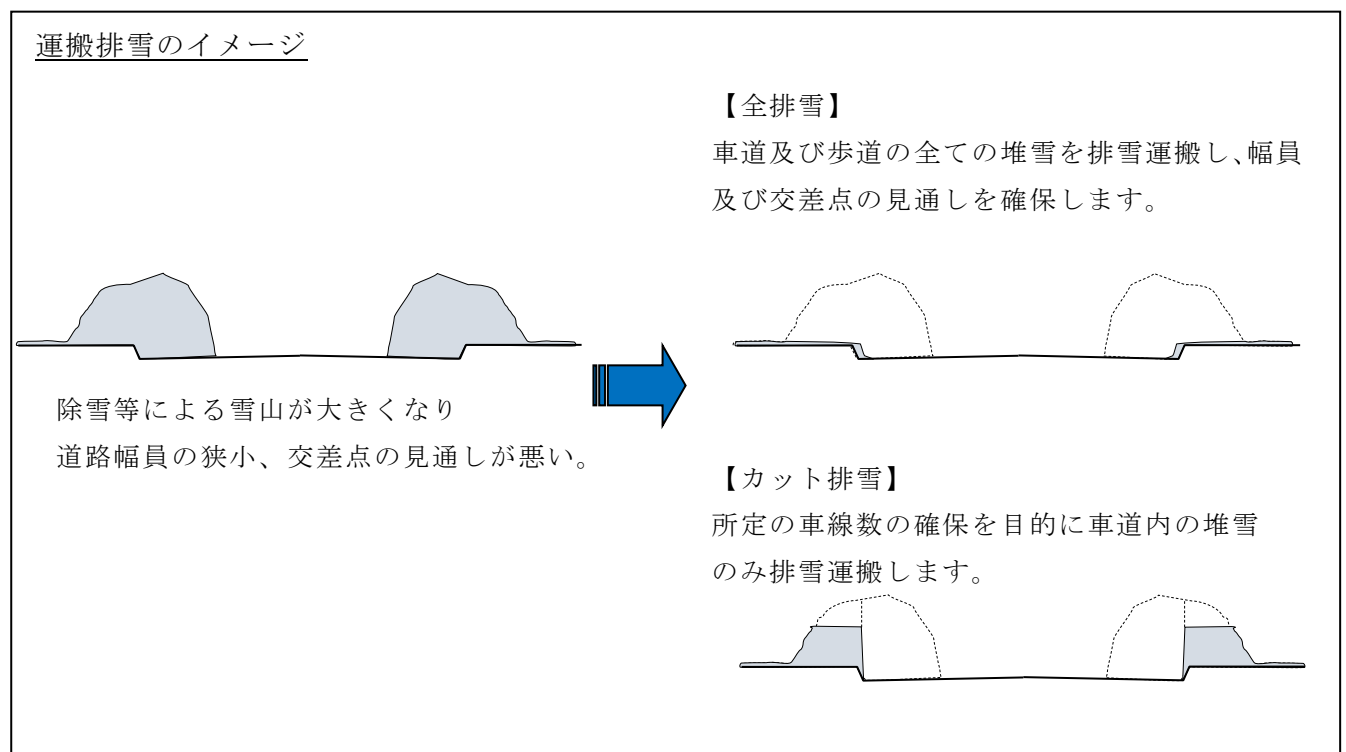
工 区	地 区 名
1工区（フクハラ建運）	旭町・東町・錦町・丸山・南町
2工区（丸善建設）	扇町・北町・大町・花園・憩町・石山
3工区（シージーエム）	中町・本町・幸町・寿町
4工区（喜多造園土木）	栄町・西町・南町
直営工区	中町・本町・栄町・西町・幸町・寿町・南町

#### 4 安全な交通の確保について

- ① 幅員確保及び交差点の見通しの悪さの解消に努めます。
- ② 交差点・踏切・急な坂道など、滑り止め防止の砂散布を実施します。
- ③ 急激な気象の変化や路面圧雪状況に応じて路面整正等を実施します。
- ④ 各関係機関と連携した迅速かつ効率的な除雪作業に努めます。

#### 5 排雪について

市街地・白金地区・美馬牛市街地については、道路の幅員確保や交差点等の見通しの悪さの解消など、交通の安全を確保するため堆雪状況に応じた運搬排雪を年1～2回程度実施します。尚、気象状況の変化により、方法や回数が変わる場合があります。



#### 6 雪割について

冬期間通行止めの町道の雪割については、適宜実施します。

#### 7 雪捨場について

一般の方の雪捨場は次のとおりです。

4 t 以下の車両 原野 3 線雪捨場。

4 t を超える車両 原野 6 線雪捨場または美沢 10 線雪捨場。

(原野 6 線及び美沢 10 線を利用する場合は、事前に問合せください。)

利用可能時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

# 除雪にあたってのお願い

## 1 除雪の出動基準について

- (1) 車道除雪 積雪が概ね 15 c mに達したとき、又は雪の吹込みによって交通が困難な場合等。
- (2) 歩道除雪 積雪が概ね 7 c mに達したとき。又は雪の吹込みによって歩行が困難な場合等。

除雪は、上記の基準（目安）に基づいて、路面状況や雪質、気象状況等を総合的に判断して出動します。

なお、交通量の多い日中の出動は、渋滞を招いたりする危険が伴うため、作業は主に早朝に行い、通勤・通学の時間帯までには終了するように努めます。

ただし、雪が強く降り続けている場合や、明け方から急に雪が降り出した場合等は通勤、通学の時間帯と重なり、交通渋滞や事故の危険があることから、出動を見合わせる場合があります。

## 2 路上駐車について

除雪作業を最も妨げるものは、路上駐車です。1台の放置車両のために道路が完全に遮断されたり、除雪時間が遅れたりしますので、路上駐車は絶対にしないでください。

## 3 道路へ雪を出さないように

みだりに道路へ雪を出す行為は、道路交通法違反となります。道路へ雪を出すと道路の幅が狭くなり、交通の支障や妨害となり、事故を引き起こす危険性があります。

皆さんが利用する道路ですので、道路へは雪を出さないようにお願いします。

## 4 支障物の移動について

- (1) 庭木の枝が歩道や車道に出ている場合は、除雪作業の支障となるほか、歩行者や自動車の通行の支障となりますので、枝打ちをお願いします。
- (2) 車庫への出入りするため、道路との段差に置いてあるブロックや角材などは、除雪機の破損や作業員に大きなケガを負わす危険性がありますので必ず撤去してください。

## 5 建物の屋根が道路に面している場所について

建物の屋根が道路に面している場所は、落雪事故の危険がありますので、早めに雪を降ろすか、雪止めの設置をお願いします。

## 6 農業用ハウス等の設置について

除雪のため破損するおそれのある農業用ハウス等を除雪路線沿いに設置する場合は、必ず、事前に担当地区の除雪委託業者に連絡してください。

## 7 雪捨場について

一般の方が利用できる雪捨場は、

4 t 以下の車両は原野 3 線雪捨場です。

4 t を超える車両は原野 6 線雪捨場または美沢 10 線雪捨場です。

(原野 6 線及び美沢 10 線を利用する場合は、事前に問合せください。)

※利用可能時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までです。

例年、雪を捨てる際にゴミ(木屑、土砂、タイヤ、紙くず、コンクリートなど)が混入したまま捨てる方がいます。雪解け時、雪捨場の環境が悪くなるばかりでなく、河川への流出も心配されますので、雪を捨てる際はゴミを混入しないようにお願いします。

## 8 除雪作業へのご理解とご協力を

(1) 除雪車が家や車庫の前に雪を置いていく場合がありますが、間口の雪は各ご家庭で処理をお願いします。

(2) 除雪作業は早朝より行います。騒音や振動などに対するご理解をお願いします。

## 除 雪 連 絡 体 制

美 瑛 町 除 雪 対 策 本 部	
美 瑛 町 建 設 水 道 課	代表電話 9 2 - 1 1 1 1 直通電話 9 2 - 4 4 3 1 F A X 9 2 - 2 1 8 9
美 瑛 町 除 雪 セ ン タ ー	直通電話 9 2 - 1 4 8 9 F A X 9 2 - 1 4 8 9

工 区	委 託 業 者	電 話 番 号	備 考
除雪 1 工区	フクハラ建運(株)	9 2 - 1 2 4 0	
除雪 2 工区	(株)丸善建設	9 2 - 1 2 2 1	
除雪 3 工区	(有)シージーエム	9 2 - 2 8 7 7	
除雪 4 工区	(株)喜多造園土木	9 2 - 3 0 9 2	

除雪に関する情報は、インターネットでもご覧いただけます。

美瑛町役場ホームページアドレス <http://www.town.biei.hokkaido.jp/>  
 e-mail kensetsu\_suidou@town.biei.hokkaido.jp